

「一層求められる適正計量、不適正事業率8.6%！」

<夏期商品量目立入検査結果>

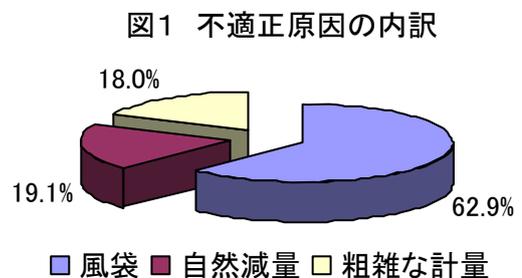
1 検査結果の概要

- (1) 実施期間 平成17年6月15日(水)から7月5日(火)まで 延べ15日間
- (2) 検査事業所 (裏面 表-1、表-2)
都内の245事業所で、実際の内容量が表記量どおりあるか量目検査を実施しました。
ア 検査の結果、21事業所(8.6%)が不適正商品率5%を超える「不適正事業所」でした。また、70事業所で計量法に定める許容誤差を超える「不適正商品」を発見しました。
イ スーパーマーケットの不適正事業所率は、10.7%と前年同期に比べ3.0ポイント減少しました。規模別に見ると、売場面積300㎡未満では13.5%で前年同期より5.8ポイントと大幅な減少となりましたが、300㎡以上の9.9%に比べまだ改善の余地があります。
- (3) 検査商品 (裏面 表-1)
ア 11,458点の商品を検査したところ、「不適正商品」が178点(**不適正商品率 1.6%**)確認されました。
イ 表記量の10%以上も不足した商品が12点確認されました。(裏面 表-3)
ウ 不適正商品率を部門別にみると総菜類が2.4%、次いで野菜類2.0%、食肉類1.7%、魚介類1.1%でした。(裏面 表-4)

2 不適正の原因と損失

- (1) 不適正の原因 (図1)
不適正の原因は、風袋^{*}やワサビ・タレ等の添え物を内容量としてしまう計量ミスが62.9%と最も高く、次いで乾燥による自然減量、ラベルの貼り間違いなどの粗雑な計量行為でした。

※風袋とは、トレイ、ラップなどの包装材及びワサビ、タレ等の添え物



- (2) 不適正商品による損失(裏面 表-5)
最も損失金額が大きいものは、ラベルの貼り間違いが原因で表記量317gの大和芋(売価405円)が、実際には171gしかなく、不足分を金額に換算すると186円になる事例もありました。

3 不適正事業所の措置

- (1) 表記量の変更と再計量の指示
立入検査は1商品3点を抽出して行い、不適正商品は、該当商品すべての内容量表記を変更させました。また、同一商品に複数の不適正商品を発見した場合は、関連する他の商品の再計量を指示しました。今回これらに伴う再計量を指示した個数は、70事業所で409点になりました。
- (2) 改善指導
不適正商品が多かった21事業所に対しては、再度立入検査を行い改善状況の確認を行います。その際、改善されていない場合には、「改善勧告」「氏名の公表」「改善命令」などの計量法に基づく措置を行います。

《問い合わせ先》 東京都計量検定所 指導課 担当：村松、大木
電話 03-5470-6625・6628 (ダイヤルイン)